

建築家資格制度オープン化の全体像

JIA2008年度通常総会(2008.5.30)審議通過分

註1 議事録中のシートNO.189-211目を1頁削減した。
註2 本会では中堅・後進者へ国際的な活躍が期待不足との指摘があり、「公益性」(公益性を高めるべくシートNO.1,2,8,10を修正した)ただし、前後の記載からその旨の理解も誤っていない。

担当:佐野吉彦 2008.4

シート目次

□第1部(これまでの総括)

- 1 登録建築家とは(概説)
- 2 建築家資格制度には公益性がある
- 3 建築家資格制度は何を目指すのか
- 4 建築資格制度の根幹とは
- 5 建築士資格は国際基準と比べて何が足りないか
- 6 現行の専門資格・制度は再整備する必要がある
- 7-8 提言:制度をオープン化する!(その1-2)
- 9-11 建築家資格制度試行時の課題(その1-4)

シート目次

□第2部(当面の行動)

- 12 2008年度からの活動目標
- 13 2008年度からの作業ステップ
- 14 結語:オープン化を推進する意義

□第3部(補説)

- 15-16 対外的にJIAが努力すべきこと(その1,2)
- 17 国際資格との同等性を確保するために
- 18 資格制度の運営機関について
- 19 CPDと実務訓練についての調整の必要
- 20 登録建築家の認定手順のイメージ
- 21-22 制度の運営予算

1 登録建築家とは(概説)

- JIAは、設計・監理を行なうことのできる、国際基準に基づく「設計者(建築家)」の制度が必要と認識し、「建築家資格制度」を創設した。
- 「建築家資格制度」によって認定・登録された「登録建築家」を、「設計監理すべてを統括する芸術的・技術的能力、および職能倫理を有する者」と定義する。
- 「登録建築家」は、公益性に基き、「専門職として建築業務サービスを提供する者であること」を任務とする。

2 建築家資格制度には公益性がある

- 建築家資格制度は「国際基準の専門職としての設計者(建築家)」を認定・登録・公開する。それは「建築資格の国際的同等性」を満たす必要がある。
- 建築家資格制度は、「国際基準に適合建築業務サービス」を提供する。それはまた、建築主の要望を実現することに留まらず、建築を通して社会における公益性の実現を図るものである。
- 登録建築家は統括業務を行うにあたり、登録建築家倫理規定を遵守し、設計監理契約を締結したうえで業務範囲/責任/業務報酬を明確に開示する(独立した設計事務所かどうかにかかわらず)。

3 建築家資格制度は何を目指すのか

- 現行の建築士法は、消費者保護を含む公益性・建築資格の国際性のいずれについてもまだ十分ではない。JIAは、「社会制度としての建築家資格制度」を提言・実践することで、建築士制度に不足する視点を補完する。
- JIAは、建築家資格制度が社会制度として認知され、それに基づく建築士法が整備されることを主張する。(消費者保護・国際性を満たす国家資格が実現できれば、資格制度は国家資格と一体のものとなる)。

4 建築家資格制度の根幹とは

- 建築家資格制度の根幹にあるものは<専門教育／実務訓練／認定・登録／CPD>の4つの制度(4つの卵)である。建築家資格制度は人を育て、自分を高める制度である。
- UIA基準に従って構築した制度をいかに日本の社会に適合させてゆくかが重要である。
- 建築家資格制度は一日も早くオープン化を進め、建築界全体の変革を目指す。そのために公正でわかりやすい制度を構築する。

5 建築士資格は国際基準と比べて何が足りないか

- 設計者(建築家)と構造・設備技術者の資格が分離していない(設計実務の実態と乖離している)
- 専門教育機関における設計者(建築家)教育の教科内容と年限が不足している
- 設計者(建築家)教育に必要な実務訓練制度が存在しない
- 資格試験が設計者(建築家)本来の適性や能力をチェックするには不十分である
- 継続的な研修の義務付けや資格更新制度がない

6 現行の専門資格・制度は再整備する必要がある

- 登録建築家のほかに、2008年改正の建築士法下の各建築士資格、管理建築士・建築士会提唱の専攻建築士・APECアーキテクト等が現状では並存し(重複と矛盾が生じている)、市民の理解を困難なものとしている。これらの整合が必要である。
- 各団体の制度は整合から一元化への方向を踏み出すべきである。建築団体が一致して強い方向性を打ち出すことで、国の政策への影響力を強める必要がある(国家資格を実現するための共同歩調)。

7 提言:制度をオープン化する!(その1)

- 資格制度を整備する目標は消費者保護を含む公益性の実現にある。それゆえに全国に一定数以上の登録建築家が必要である。
- 設計者(建築家)の活動は、公正でなければならない。また自主的・自立的に連携すべきである(建築基準法・建築士法の本来の精神でもある)
- その観点から、設計者(建築家)は業態や立場を超えて、職能意識を共有するべきである。

8 提言:制度をオープン化する!(その2)

- 改正建築士法(24条7・8)には、建築設計を行うにあたり、専業・兼業などの業態にかかわらず、設計監理業務範囲／責任／業務報酬を明確に表示することが謳われている。
- したがって、まず専業事務所(JIA会員以外)に対して、あわせて兼業の環境の中で建築設計に携わる人たちにとってオープンな制度でなければならない。
- 設計者(建築家)が業態や立場を超えて、職能意識を共有することは公益性に叶うものである。

9 建築家資格制度試行時の課題(その1)

- 制度の根幹である実務訓練制度の認知・利用は広がり、実務訓練生からの認定者が2名誕生した。
- 規定類、運用方法、運営・事務局体制などは整備中。
- 制度参加者は予定を下回り伸び悩んでいる(認定者2600名、数回の更新時期を経て登録者数2100名)、新規登録者・更新手続き者の確保のために、制度に対する会員の理解が必要である。

10 建築家資格制度試行時の課題(その2)

- 制度開始以降の改正建築士法・専攻建築士制度(建築士会提唱)、APECアーキテクト(建築技術教育普及センターが窓口)等との整合性・連携は十分ではない。
- 広汎に制度の将来像を明確にすることが重要である。
- なお、可能な限り多くの専門家が職能活動に参加することが重要である(加入率が低ければ共通意識も制度確立も実効性がない)。

11 建築家資格制度試行時の課題(その3:しかし、何よりも!)

- 最大の課題は、JIA会員の認知度が十分でないことである。
- 「意匠系の設計業務に携わるJIA会員は登録建築家である」という意識を浸透させる必要がある。
- JIA会員要件と登録建築家の認定要件と整合性を高める。

12 2008年度からの活動目標

- 建築家資格制度の運用を安定化する(制度設計の継続、規約類の改定、運営機関の整備)。
- 資格の社会的な位置づけを推進する。
- 登録者の拡大、確実な更新、実務訓練制度の認知度の拡大を図る(支部・地域会活動・ウェブサイト)。
- 各団体の資格の整合性・連携を一歩ずつ進める。

13 2008年度からの作業ステップ

- 2008. 5 「オープン化の全体像」理事会にて承認。
- 2008. 5 同じく、総会にて承認。対外的に方針の公表。「オープン化のための対外的努力」の開始。
- 2008年度初旬「オープン化の全体像」にかかわる規約・運営マニュアルの最終的整備および衆知。ひきつづき、運営機関の整備。登録建築家の増員。
- 2009年度中頃「オープン化した運営機関」のスタート、「オープン化」のもとでの登録建築家の誕生。

14 結語:オープン化を推進する意義

- どのような専門分野でも、消費者・社会に対し、専門家は明瞭に役割を明示し、責任を果たさねばならない。
- どのような建築生産プロセスでも、建築設計者は存在する。独立した設計事務所だけではなく、同様の業務に携わるすべての設計者(建築家)は、その役割と責任について、共通の意識を持つことが重要である。
- 建築家とは「設計監理全てを統括する能力・倫理を有する建築設計者」である。登録建築家制度はその原点を保障する制度である。だからこそ、公益性の実現のためには、登録建築家制度のオープン化が必要である。

15 対外的にJIAが努力すべきこと(その1)

- 本制度は幅広い登録者が得られたときに、公益性のある社会制度となる。
- 前掲のとおり、「登録建築家は統括業務を行うにあたり、登録建築家倫理規定を遵守し、業務範囲／責任／業務報酬を明確に開示する(独立した設計事務所かどうかにかかわらず)」。
- その点に立ち、JIAは、兼業の環境の中で建築設計に携わる人たちが、建築家としての意識・責任を実践することを段階的に働きかける。

16 対外的にJIAが努力すべきこと(その2)

- 建築士会・建築士事務所協会・建築業協会(BCS)等との間で共通の意識を持つことが不可欠であり、遅滞なくそれぞれとの協議を開始する。
- 建築士会が推進する設計専攻建築士との関係を明確にする。JIAは、登録建築家及び設計専攻建築士は「各専門分野を専攻する建築士を統括する位置にある」と考えている。双方の認識と要件を整合させるために努力する必要がある、と考える。その前提で協議を開始し、2会合意書を次のステップに進めることが可能かどうかを検討する(合意できない場合には、一度白紙に戻すこともありうる)。

17 国際資格との同等性を確保するために

- UIAが提唱、各国が共有する内容(UIAアコード)と一致させる。JIAは、国際的な視点から国内の資格や継続教育について、資格の同等性の点から積極的に提言する。
- 現実的な国際ビジネスの課題、特に資格をめぐる課題の共有という観点から、BCSと連携する。
- 登録建築家の推進と、APECアーキテクト(「兼業事務所」も参加している)とを現実的に連携して位置づけることを検討する。

18 資格制度の運営機関について

- オープン化にあたっては、「登録建築家」認定・登録機関をJIA事務局から分離する。この機関を客観性のある法人に委託することも選択肢のひとつ。
- 新たに設立する場合には、弁護士会・消費者団体等、建築業界外から発起人を加える。
- 資格制度の充実・定着のためにこの認定・登録機関は継続して各団体と連携し実効性の検証をおこなう。

19 CPDと実務訓練についての調整の必要

- 各団体が推進するCPDなど、幅広い学習機会を相互に関連付け、CPD単位を共有する。他団体と共有した制度であるためには、単位認定基準をJIAだけでなく他団体と共同で決定しておく。
- 実務訓練制度の普及のために、実施主体である設計事務所の賛同を得る。従って細目については建築業協会・事務所協会等と共同で決定しておく。
- 平行して、JIA-CPDと登録建築家CPDとの制度内容の統一を進めておく。

20 登録建築家の認定手順のイメージ

- 「登録建築家」認定・登録機関の中に建築家認定評議会を設置する。
- 同じく、機関の中に実務委員会を設置し、登録建築家制度の推進、専門教育、実務訓練、試験・審査、CPDについての実務を担当する。
- 認定にかかわる審査はJIAに委託する。
- 2008年度はJIA内部での運営でスタートする。

21 制度の運営予算(その1)

<全体のフレーム:登録建築家数は3000名>

- 1 認定審査料 10,000円、認定登録料 10,000円
- 2 更新審査料 5,000円、更新登録料 5,000円
- 3 制度維持費 10,000円/3年(認定・更新時に認定者から徴収)

<年間収入:2,400万円>

- 1 認定審査・登録料 400万円 $(10,000円 \times 200 = 400万円)$
- 2 更新審査料・登録料 900万円 $(10,000円 \times 900 = 900万円)$
- 3 制度維持費(年間) 1,100万円 $(10,000円 \times 1100 = 1100万円)$

22 制度の運営予算(その2)

<年間支出:2,350万円>

- 1 事務局費 1,000万円(事務局人件費、事務局等)
- 2 審査委託費 750万円(JIA各支部への審査委託費)
- 3 会議費等 600万円(システム維持・印刷・広報費など含む)

<2008年度は、ひとまずJIA内部での運営となる>

<本日審議いただく項目>

以上示した「建築家資格制度のオープン化の全体像」に基づき、この制度について以下の作業を開始することの承認を求めます。

- 1. 「登録建築家」認定・登録機関の具体的な検討をおこなうこと(シート18)
- 2. 他団体など、対外的な努力を推進すること(シート15・16)
- 3. 作業ステップ・日程に沿い、推進すること(シート13)
- 4. JIA会員要件と登録建築家の認定要件と整合性を高めること(シート11)